

第 1-1 号議案 令和 8 年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引について
(朝日交通株式会社 阿戸線)

1 背景・経緯

本市内の路線バスを取り巻く状況は、全国と同様に、人口減少による移動需要の縮小やそれに伴う収支悪化、運転手等の人手不足等の課題により厳しさを増している。こうした状況の中、将来にわたり、公共交通ネットワークを維持・確保していくため、利用需要を増やしていく必要があることから、夏休みに合わせ、小児運賃割引を行うことにより公共交通に親しみを持ってもらい需要喚起に繋げるもの。

なお、本施策は県が呼び掛けを行い、県全域を対象とした公共交通利用促進策として実施するものである。

2 提案事項

本取組の実施に当たり、運賃協議会の協議を経て設定している協議運賃について変更の承認をお諮りするもの。

3 運賃等の概要

(1) 運賃

種類	現行	割引後	備考
小児	大人運賃の半額 (10 円未満の端数切上げ)	1 乗車あたり 一律 50 円	6 歳以上 12 歳以下 (小学生)
小児以外	変更なし		

(2) 割引運賃の適用方法

- ・ 利用者は、県が実施する夏休み自由研究プログラム「乗りエンターリング」※のパンフレットの一部を切り取り、優待券として携行
- ・ 利用者は、路線バスを降車する際に、切り取った優待券を乗務員に提示することにより上記割引運賃の適用を受ける

※ 県内全ての小学校経由で全小学生にパンフレットを配付

(3) 割引運賃の適用期間

令和 8 年 7 月 18 日（土）から 8 月 31 日（月）まで

(4) 対象事業者及び路線

朝日交通株式会社 阿戸線

4 住民、その他利害関係者の意見反映措置

道路運送法第 9 条第 5 項において、運賃の協議を行う場合には、公聴会の開催等により住民、利用者、利害関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされていることから、次の方法により意見を収集した。

(1) 住民、利用者の意見

web 調査会社によるモニターアンケート及び広島県ホームページ（本市を含む関係市町ホームページにリンクを掲載）による自由意見募集により意見を募集した。詳細は資料 3 のとおり。

(2) 利害関係者等の意見（広島県が広島県タクシー協会から意見聴取）

- ・ 県全域の公共交通利用を喚起し、利用需要を創出する取組であること、タクシーとバスは利用者の属性や利用場面の棲み分けができていることの 2 点から、取組に対する異論はない。
- ・ 家族での外出の際、バス路線やダイヤが十分に存在していない地域において、ドアツードア+利用者の行動に合わせた迎車など、タクシーの強みが生きる場面も想定されることから、利用者におかれては、路線バスとタクシーそれぞれの強みを組み合わせご利用いただきたい。

第 1-2 号議案 令和 8 年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引について
(ひろでんモビリティサービス株式会社 五日市「スマートムーバー」(定時定路線))

1 背景・経緯

本市内の路線バスを取り巻く状況は、全国と同様に、人口減少による移動需要の縮小やそれに伴う収支悪化、運転手等の人手不足等の課題により厳しさを増している。こうした状況の中、将来にわたり、公共交通ネットワークを維持・確保していくため、利用需要を増やしていく必要があることから、夏休みに合わせ、小児運賃割引を行うことにより公共交通に親しみをってもらい需要喚起に繋げるもの。

なお、本施策は県が呼び掛けを行い、県全域を対象とした公共交通利用促進策として実施するものである。

2 提案事項

本取組の実施に当たり、運賃協議会の協議を経て設定している協議運賃について変更の承認をお諮りするもの。

3 運賃等の概要

(1) 運賃

種類	現行	割引後	備考
小児	200 円	1 乗車あたり 一律 50 円	6 歳以上 12 歳以下 (小学生)
小児以外	変更なし		

(2) 割引運賃の適用方法

- ・ 利用者は、県が実施する夏休み自由研究プログラム「乗りエンターリング」※のパンフレットの一部を切り取り、優待券として携行
- ・ 利用者は、路線バスを降車する際に、切り取った優待券を乗務員に提示することにより上記割引運賃の適用を受ける

※ 県内全ての小学校経由で全小学生にパンフレットを配付

(3) 割引運賃の適用期間

令和 8 年 7 月 18 日（土）から 8 月 31 日（月）まで

(4) 対象事業者及び路線

ひろでんモビリティサービス株式会社 スマートムーバー（五日市湾岸地区実証実験）定時定路線型

4 住民、その他利害関係者の意見反映措置

道路運送法第 9 条第 5 項において、運賃の協議を行う場合には、公聴会の開催等により住民、利用者、利害関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされていることから、次の方法により意見を収集した。

(1) 住民、利用者の意見

web 調査会社によるモニターアンケート及び広島県ホームページ（本市を含む関係市町ホームページにリンクを掲載）による自由意見募集により意見を募集した。詳細は資料 3 のとおり。

(2) 利害関係者等の意見（広島県が広島県タクシー協会から意見聴取）

- ・ 県全域の公共交通利用を喚起し、利用需要を創出する取組であること、タクシーとバスは利用者の属性や利用場面の棲み分けができていたことの 2 点から、取組に対する異論はない。
- ・ 家族での外出の際、バス路線やダイヤが十分に存在していない地域において、ドアツードア+利用者の行動に合わせた迎車など、タクシーの強みが生きる場面も想定されることから、利用者におかれては、路線バスとタクシーそれぞれの強みを組み合わせご利用いただきたい。

第 1-3 号議案 令和 8 年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引について
 ((有)総合企画コーポレーション 芸北あき亀山線)

1 背景・経緯

本市内の路線バスを取り巻く状況は、全国と同様に、人口減少による移動需要の縮小やそれに伴う収支悪化、運転手等の人手不足等の課題により厳しさを増している。こうした状況の中、将来にわたり、公共交通ネットワークを維持・確保していくため、利用需要を増やしていく必要があることから、夏休みに合わせ、小児運賃割引を行うことにより公共交通に親しみをってもらい需要喚起に繋げるもの。

なお、本施策は県が呼び掛けを行い、県全域を対象とした公共交通利用促進策として実施するものである。

2 提案事項

本取組の実施に当たり、運賃協議会の協議を経て設定している協議運賃について変更の承認をお諮りするもの。

3 運賃等の概要

(1) 運賃

種類	現行	割引後	備考
小児	大人運賃の半額 (10 円未満の端数切上げ)	1 乗車あたり 一律 50 円	6 歳以上 12 歳以下 (小学生)
小児以外	変更なし		

(2) 割引運賃の適用方法

- ・ 利用者は、県が実施する夏休み自由研究プログラム「乗りエンターリング」※のパンフレットの一部を切り取り、優待券として携行
- ・ 利用者は、路線バスを降車する際に、切り取った優待券を乗務員に提示することにより上記割引運賃の適用を受ける

※ 県内全ての小学校経由で全小学生にパンフレットを配付

(3) 割引運賃の適用期間

令和 8 年 7 月 18 日（土）から 8 月 31 日（月）まで

(4) 対象事業者及び路線

((有)総合企画コーポレーション 芸北あき亀山線

4 住民、その他利害関係者の意見反映措置

道路運送法第 9 条第 5 項において、運賃の協議を行う場合には、公聴会の開催等により住民、利用者、利害関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされていることから、次の方法により意見を収集した。

(1) 住民、利用者の意見

web 調査会社によるモニターアンケート及び広島県ホームページ（本市を含む関係市町ホームページにリンクを掲載）による自由意見募集により意見を募集した。詳細は資料 3 のとおり。

(2) 利害関係者等の意見（広島県が広島県タクシー協会から意見聴取）

- ・ 県全域の公共交通利用を喚起し、利用需要を創出する取組であること、タクシーとバスは利用者の属性や利用場面の棲み分けができていたことの 2 点から、取組に対する異論はない。
- ・ 家族での外出の際、バス路線やダイヤが十分に存在していない地域において、ドアツードア+利用者の行動に合わせた迎車など、タクシーの強みが生きる場面も想定されることから、利用者におかれては、路線バスとタクシーそれぞれの強みを組み合わせご利用いただきたい。